

京田辺市教育委員会規則第15号

京田辺市中学校昼食等検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例（平成28年京田辺市条例第23号）第6条の規定に基づき、京田辺市中学校昼食等検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 京田辺市立小中学校校長会代表
- (3) 京田辺市立小中学校教頭会代表
- (4) 小学校に通う児童の保護者代表
- (5) 中学校に通う生徒の保護者代表
- (6) 中学校教諭代表
- (7) 栄養教諭代表
- (8) 公募により選出された市民
- (9) 教育部長
- (10) その他教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校給食担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。